

# 平塚市特別職報酬等審議会

## 第2回 議事録

日 時 平成22年1月21日(木) 午後2時30分～午後3時30分  
場 所 平塚市美術館研修室  
出席委員 福澤会長、樋木崎会長職務代理、秋山委員、浅海委員、出雲委員、鈴木委員  
田中委員、斗澤委員、長谷川委員、布施委員  
事務局 総務部長、職員課長、人事研修担当長、病院総務課長、病院総務担当長、三  
田主管、大場主査  
傍聴者 0人

1 開会  
〈事務局〉  
(あいさつ)

2 審議  
(1) 平塚市民病院病院事業管理者の給料月額について  
〈会長〉  
事務局から前回の経緯を簡単に説明してほしい。  
〈事務局〉

前回資料を配布し、本市の財政状況や県内各市の特別職の報酬等の比較、特例市で病院事業管理者を置いている都市の比較ということでご検討いただいた。病院事業管理者が医師である場合と医師でない場合があるが、それぞれの給料月額についてご審議いただきたい。みなさんには資料をもとにご検討いただきたいということで、前回の会議は終わった。

〈会長〉

それでは、今回は具体的な数字を決定しなければいけないので、みなさんからこのような額がいいのではないかと検討し考えてきたものをご発言いただきたい。

〈委員〉

地方公営企業法に則って運営するという事なので、民間の企業とは考え方が違うと思う。具体的には、特例市の中で、関東近県の春日部市と草加市、それから関西の宝塚市を基準にしたらいのではないかと考えた。数字としては、これら3市の例が出ており、平均で77%から78%くらいになるので、78%で試算し、77万8,000円が妥当だと思う。医師である場合は別途定めるといようにし、何段階かランクを付けて加算してはどうかと考えた。

〈委員〉

単純な考え方だが、ラインで考えてみた。市長と副市長のラインと、市長と病院事業管理者のラインを考え、副市長と同額と最初は考えた。しかし、類似都市のうち1市だけが副市長と同額だが、あとは低くなっている。平塚市の場合は市長と副市長との差が83.1%、類似都市の病院事業管理者の平均が75.5%なので少し差があり、副市長と同額はあきらめた。次に考えたのが教育長との比較だが、類似都市のうち3市が教育長と同額であり、類似都市の病院事業管理者の平均が75.5%で、平塚市の教育長の場合は72.8%なので少し開きがある。結果的には平均である75.5%か76.5%ならばいいのではないかと思う。金額としては75万3,000円から76万3,000円、医師の場合は加算給をつけたらいいのではないか。

〈委員〉

教育長との比較でどうするかということをお皆さん考えたと思うが、教育長とどちらが上かという根拠が分からない。何か理由がないといけないと思う。確認したいのだが、現病

院長は、給料が67万円で、支給される給与月額で110万だったと思ったがどうか。

〈事務局〉

医師手当、医師の研究手当、地域手当、扶養手当、そういったものが一般職ということで付くので、それらを含めて110万程度の支給額となる。

〈委員〉

属人的なものも入っているのか。結果的には病院長より上になるのか。

〈会長〉

市長は皆さんご存知のとおり市のトップで、対外的なことなどいろいろとある。副市長は市長を助ける。教育長は教育に関することだけをやっている。病院事業管理者は病院だけの専門的なことをやっていくと解釈している。そういう意味では市長よりも下がってもおかしくはない。副市長よりも若干下がってもおかしくはないのではないか。ただ、教育長は教育に関することだけなので、仕事の内容については専門職的なことなので似通っている。その中で決めていけば、ある程度の姿勢が出てくる。

〈委員〉

医師不足と言われたときには地方のことが取り沙汰されたが、関東近県の自治体は逆に医師が都心に流れてしまうので、例えば春日部市は84%という高い水準を出していると推察する。春日部市や草加市と同じように平塚市も都心に近いという観点から見て、医師の確保は難しいという現状にあると推察した。首都圏という地域手当的な側面を考え、78%から80%くらい幅を持って考えた。病院事業管理者の水準を首都圏の中で勘案し、春日部市と草加市の間くらいで考えた。春日部市は副市長と同じなので少し高い。副市長は市長を代理するという意味から副市長と同じは少し高いと感じる。手当となると資料では25万円から50万円と幅があり、32万円から40万円の間くらいと考えたが、いくつかの手当に分けるとする方法もあると思う。

〈委員〉

初回ということもあり、他市と変わらない程度に、平均の75%から80%の間でと考えた。問題は、医者資格のあるなしに関わらず成果を求めてほしいので、あまり低すぎてもいけないのかなということもあり、平均以上でまとめておいた方がいいと思う。

〈委員〉

病院の質やサービスの向上、処遇、適正な配置など改善できるとことは実現してもらいたい。報酬額としては、医師免許のある方であれば市長より高額にならず副市長との間くらいと考えた。医師の免許を持っていない場合は副市長と同額くらいがいいと思う。

〈委員〉

皆さんの意見と同じような方向性だが、重要なのは、市民病院のこれからの経営を担っていく人材を確保するという観点で、適正な月額を出してもらえればいいと思う。

〈委員〉

適正な方針というものがどこにあるのか見抜けない。市長、副市長や教育長と比べて決めていくのであれば、教育長と同額程度でいいのではないかと思う。

〈委員〉

医師の確保が大事だと思うので、それに見合った報酬を出さないと確保できないのではないか。それから、市民病院はこのところ赤字が続いているので、それを踏まえ、あまり給料を上げてもどうかと思う。茅ヶ崎市の徳州会病院は黒字と聞いた。やり方によっては黒字を確保できる。そういう経営手腕を持っている方であれば、それなりの報酬を出してもいい。医師の確保のための報酬として、他市とバランスがとれた形で設定されればいいと思う。

〈会長〉

みなさんから意見いただいたが、私も同じ考えだ。ただし、今回は平塚市民病院の赤字を解消するために設置して、なんとか赤字を解消しようということなので、金額はある程度決めても、民間と同じように評価をしなくてはいけない。赤字を解消するような形にな

っていたら賞与でプラスアルファを付けなくてはいけない、ということを経務局に言った。民間は必ずそれをやっている。行政は一度決めるとその金額だけで終わってしまう。そういうことを市長に答申しようと思っている。文書には書かなくても口頭では言った方がいいと思う。皆さんから出た意見の範囲内に私の意見は入っているが、討議していても金額のことなのでは決まらない。私が事務局と相談した案を提示させていただき、それを討議した方が早いと思うがどうか。類似都市の平均の75.5%を今回の基準にしてはどうかと考えた。医師の資格を持っている場合は、市長よりも落ちるがやはり副市長より上になる。資格があるかないかでは全く違うので、こういう形で参考にしてもらおう。病院長は参考までに67万7,300円となっており、それよりも上回る形で、医師の資格を持っていれば医師の募集もやってもらわなくてはいけない。この案について皆さんの意見をお聞きしたい。

〈委員〉

私は若干だが高くなると思っていた。経営のトップとなる。今まではお役所的な経営をされてきたが、今度は専任として、経営全ての責任者として入るので、いきなり黒字になるかどうかは別としても、必ず業績が見えることになる。数字が必ず表れることなので、そういうことを期待して、経営の体質が改善されることを期待して話した。これもまあまあ線だと思う。

〈会長〉

教育長よりは2.7%上回る。数字を出すのにいろいろとやっているという数字になると、私自身もそう思った。思ったより安いと考える方もいると思うが、私は、運営上うまくいったら、賞与でプラスアルファを出してもらおうということのをこれからはやっていかなくてはならない、民間と同じような時代に入ったということのを、強制ではないが、市長に言うておく必要があると思う。

〈委員〉

給料を変えるときは、またこういう委員会に諮問するのか。何年間かは決まっているのか。

〈事務局〉

特別職の給料の額を条例で決めるときは、議会に諮らないと決められないが、議会に提案するには事前に審議会に諮問することと条例で定められている。まず審議会で検討し、市長が審議会の意見を尊重して議会に提案して決めている。今まで特別職の給料は、一般職の給与改定に伴って変わっている。一般職の給与改定があったときは審議会に諮問して改定していくというのが今までの経緯だ。

〈委員〉

一般職に変更がなければ暫くはこれでいくのか。

〈事務局〉

今回は、平成15年以来6年ぶりに審議会を開いたが、これまで一般職の給与の変動が、若干だったので特別職の給与は据え置きとなっていた。

〈会長〉

市長は3月まで20%減額している。副市長は10%、教育長は7%減額している。この額だと市長より上がってしまう。

〈事務局〉

市長の意向としては、4月以降も減額を継続したいということのようだ。その点も条例を議会に諮って提案する。

〈委員〉

その場合自動的に病院事業管理者も減額になるのか。

〈事務局〉

市長の判断だと思うが、特別職という市全体の理事者という意味合いでは他の特別職と同一の歩調をとっていただくことになる。

〈会 長〉

市長の判断で病院事業管理者の減額率は決まってくると思う。

〈事務局〉

本則の月額を改定するときは審議会の意見を聞いてからでないと議会に提案できないが、臨時的に市長の判断、あるいは時限的な考え方や財政的な部分で一時的に本則の部分を減額するというについては、審議会への諮問は必要ない。市長の判断で議会へ条例提案していく。

〈委 員〉

私は低いと思うが、会長が言ったように、業績によってはプラスアルファを答申に入れておいた方がいいと思う。別に餌をちらつかせて一生懸命やれよという意味ではないが、目安を設定してもらった方が、やっている人にとってはいいと思う。

〈会 長〉

今はそういう時代に入ってきており、きちんと評価することが必要だと思う。経営が良くなっているのに、それに対する報酬が何も変わらないのはどうかと思う。文章の中には入れられないが、市長にはそういう考え方を持ってほしいということは言ってもいいのではないか。

〈委 員〉

地方公営企業法では、今期は利益を上げたからいくらしましようとはいかないのではないか。

〈事務局〉

今の仕組みでは、公務員の給与等については条例で決めて支給することになっている。特別職にも6月と12月には期末手当というものが支給されるが、期末手当は一般職員と同様の率で支給される。国家公務員の支給率が人事院勧告等で変動があれば一般職もそれにならって変動し、特別職もそれにならって変動するというのが現状である。条例で支給率が規定されているので、病院の事業がこうだったから期末手当の支給率を追加することは条例提案しないとできない。民間とかなり違うところはある。

〈委 員〉

例えば、赤字を解消できた場合に、また審議会を開いて給料の月額を設定し直すことはできるのか。

〈事務局〉

期末手当の支給率は市長の裁量になる。

〈会 長〉

期末手当は市長が何%と決めれば議決するのではないか。赤字が、2億から1億になったので、プラス2%を条件付きで出したいということで議会に提案して、議会がのんできれば出せるはずだ。そういう意味で評価をされたらどうかということを書いていきたい。

〈委 員〉

いいと思う。そうでないと向上しない。

〈会 長〉

他に意見はないか。医師の場合は97.3%になる。これだと今の市長の給料を上回ってしまう。市長は20%減額している。そういう意味では評価は高いといえる。

(2) その他

〈会 長〉

退職手当については、月数を掛ければいいのか。4年の任期ごとに払うのか。

〈事務局〉

退職手当については任期ごとに支払うという規定になっており、条例で決めることになっている。ここで資料を配布させていただきたい。

〈会 長〉

これが決定すると、75万3,000円の48月分に0.26という指数で出すということになる。

〈事務局〉

この指数についても条例で規定しなくてはいけない。事務局としては、お手元に配布したように、市長、副市長、常勤監査委員や教育長の支給率を勘案すると、副市長と教育長の間の支給率で、48月に対して0.26が妥当な数字ではないかと考えている。この件についてもこういった機会なので、皆さんのご意見をいただければと思う。

〈会長〉

その下の支給月額12.48という数字はどういう意味か。

〈事務局〉

48月に0.26という支給率を掛けると12.48になる。そうすると75万3,000円に12.48を掛けると939万7,440円となる。

〈会長〉

給料だけではなく退職手当も4年ごとに払うという形なので、年収としては給料プラス、賞与プラス、退職金の1/4ずつを貰うという形になり、そんなに安くはないと思う。年収でいうと、退職金を入れるといくらになるのか。

〈事務局〉

期末手当が年間で4.0月ある。年収でいうと1,560万円程度になる。

〈委員〉

会長案で出された数字がある程度妥当だと思う。

〈会長〉

一般民間人で、4年で退職金が1千万円はない。まして今は厳しい状態だ。そういう意味では優遇されていると思う。退職金の指数はいかがか。副市長と教育長の間くらいで出している。

〈事務局〉

ここで事務局から資料を配らせていただきたい。事務局では、常勤監査委員の退職手当が近隣市と比べて高いという問題意識を持っている。そちらの方もこの際見直しができるばということ考えており、皆さんのご意見をいただきたい。

〈委員〉

常勤の監査委員はどういう方になっているのか。

〈事務局〉

常勤監査委員という職だが、行政委員の一つとして監査委員というものがあり、市の会計を監査したり行政事務について監査する役目を持っている。4人の合議制でやっている機関であり、平塚市の場合、4人の監査委員のうち、議会から2人、一般の学識経験者から2人で構成している。一般からでは、行政経験者の方と税理士の方が学識経験者として監査委員に任命されている。通常だと、監査委員は、監査があるときに非常勤として来てもらうが、平塚市のように人口25万人を超える都市になると、常勤で勤務する監査委員を置くことになっている。平塚市には常勤の監査委員が置かれており、毎月定額の給料を払っていて、4年間の任期を終えると退職金が支給される。他の監査委員は非常勤なので、月々の報酬はあるが退職金等はない。常勤監査委員は、県内では政令市の横浜、川崎市と藤沢市、相模原市、横須賀市に置かれている。横須賀市は一般職の給与を適用しているので資料には記載していない。給与月額は横浜市等を除くと平均と大差はないが、退職手当の支給月数という欄を見ていただくと、平塚は11.04月分を支給している。他市の平均は8.24月となっており、均衡を逸している。特例市の中での常勤特別職の比較した資料では、高くても9.60月、低いところは7.20月というように、11.04月というのは均衡を逸している。見直しすべきと思われるので、意見をいただきたい。

〈会長〉

厳しい時代なので見直した方がいいと思う。

〈委 員〉

何か経緯があって教育長と同じになったのか。

〈事務局〉

平塚市では、平成7年か8年に人口が25万人を超えたので、その時点で常勤監査委員が置かれたが、その時にも審議会で検討はしていただいたと思う。教育長と同等の手当率になったが、詳しい経過は承知していない。

〈委 員〉

前回決めたのはいつ頃か。

〈事務局〉

平成7年か8年になる。

〈会 長〉

やはり平均の8月から8.5月くらいの間まで下げた方がいいのではないか。

皆さんに確認させていただく。病院事業管理者は市長の金額の75.5%、医師の場合には97.3%という形で答申してよろしいか。

〈各委員〉

(賛同)

〈会 長〉

退職金については12.48月にしたいということだが、これについてはよろしいか。

〈各委員〉

(賛同)

〈会 長〉

常勤の監査委員の退職金の支給率は他の都市から比べると高いので是正をされたらどうかということよろしいか。

〈各委員〉

(賛同)

〈会 長〉

それから、口頭で病院事業管理者については評価をされたらいかがかということをおきたい。そういう形で市長に答申させていただきたい。

以上で閉会する。